

敦賀市教育委員会の共催・後援に係る事務取扱要領

平成 18 年 11 月 2 日

団体等が行う教育、学術、文化及びスポーツに関する事業（敦賀市教育委員会（以下「委員会」という。）以外の者が主たる責任者として企画実施するものをいう。以下「団体事業」という。）について、委員会が共催又は後援（以下「共催等」という）を行う場合の基準及び手続は、次のように取り扱うものとする。

（共催・後援の区分）

第 1 条 委員会が行う共催等は、次の区分による。

- (1) 共催 委員会が団体事業について教育的見地から奨励の意を表するとともに、主催者の一員として何らかの関係で参画するものをいう。
- (2) 後援 委員会が団体事業について教育的見地から、その意義を認めるものをいう。

（承認の基準）

第 2 条 第 1 条の共催等は、市民の教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与すると認められるものでなければならない。

2 団体事業が次のいずれかに該当するときは、共催等を行わない。

- (1) 特定の宗教に利用されると認められるとき。
- (2) 特定の政治団体に利用されると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的とすると認められるとき。
- (4) 公序良俗に反すると認められるとき。
- (5) 暴力団と関係があると認められるとき。
- (6) 同人的活動等で社会性が乏しいと認められるとき。
- (7) 実施計画等が完全でないと認められるとき。
- (8) その他共催又は後援することが不相当と認められるとき。

（申出）

第 3 条 委員会の共催等の承認を受けようとする者から、共催（後援）承認

願(様式第1号)を団体事業開催日の30日前までに委員会へ提出するよう求めるものとする。

- 2 委員会は必要があると認めるときは、共催等に関する資料の提出を求めるものとする。

(承認・不承認の通知)

第4条 委員会は前条の承認の申出があつたときは、承認又は不承認を決定し、共催・後援承認書(様式第2号)又は共催・後援不承認書(様式第3号)により、その旨を申出者に通知するものとする。

- 2 委員会は、承認に際し申出者に必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更及び事業の中止)

第5条 前条の規定に基づき承認を受けた者は、承認を受けた内容に変更が生じた場合又は事業を中止した場合は、事業変更・中止届出書(様式第4号)により、速やかに委員会に届け出なければならない。

(共催・後援の取り消し)

第6条 共催又は後援した事業について、実施前に第2条第2項に該当すると認められる場合は、共催又は後援を取り消すものとする。

- 2 事業実施後に第2条第2項に該当したことが認められた場合は、以後その団体に対する共催、後援はしない。

(完了報告)

第7条 共催又は後援の承認を受けた者は、事業完了後速やかに、その結果を共催・後援事業完了報告書(様式第5号)により委員会に報告しなければならない。

第8条 その他必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要領は、平成18年11月2日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。